



# 次世代研究者挑戦的研究プログラム

(SPRING: Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation)

～博士後期課程学生の挑戦を支援する～

## 事業説明資料

令和5年11月

国立研究開発法人 科学技術振興機構

助成事業推進部

## 【背景】

- 博士後期課程における経済的不安とアカデミアや産業界を含む将来のキャリアパスが不透明であるため、博士後期課程への進学率が低下傾向
- 博士後期課程学生と産業界のニーズとのミスマッチ等により、博士後期課程修了者の就職率が停滞



## 【事業の目的】

- 博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援
- 生活費相当額を含めた研究奨励費等を支給することで学生が研究に専念できる環境を複数年度に渡り安定的・継続的に整備
- あわせてキャリアパスの支援等を行い、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアで活躍できる博士人材へと導く

## 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）

### 2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化 (1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

生活費相当額程度を受給する博士後期課程学生：優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加（約22,500人）。  
また、将来的に、希望する優秀な博士後期課程学生全てが生活費相当額を受給。

#### 具体的な取組

##### ①博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大

○大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組等を進める。

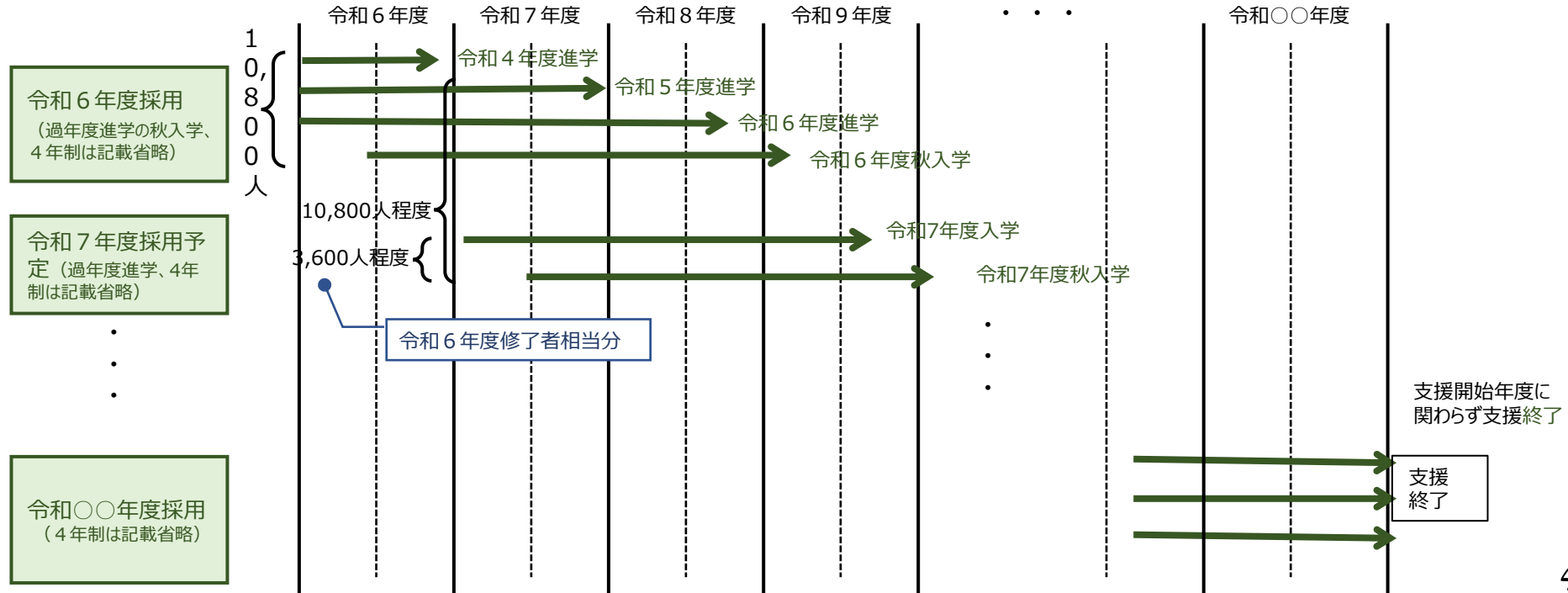
<p>研究強化・若手研究者支援総合パッケージ (令和2年1月策定)</p>	<p>世界と伍する研究大学の在り方について最終 まとめ (令和4年2月策定)</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定)</p>
<p>博士後期課程学生の処遇の向上</p> <p>[達成目標] 多様な財源を活用し、将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できるよう、<u>当面、修士課程からの進学者数の約5割※に相当する学生が受給できることを目指す。</u>（早期達成）</p> <p>※全博士後期課程学生（74,367人、2018）の10.4%が受給（2015）。修士課程からの進学者数（約30,000人、2018）の約5割が受給できる場合、全博士後期課程学生の2割程度に相当。</p>	<p>3. 世界と伍する研究大学を実現するために必要案 施策 (1) 政府に求められること</p> <p><u>大学ファンドから博士課程学生への支援</u>については、<u>当面は200億円程度</u>とし、全ての大学を自動的に対象とするのではなく、これらの人材育成のビジョンを明確にし、真に社会に貢献する人材を輩出することが確認された大学のみを対象とすること。</p>	<p>第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p><u>博士課程学生の処遇向上、挑戦的な研究に専念できる環境の確保、博士号取得者が産業界等を含め幅広く活躍できるキャリアパス整備等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する。</u></p>

大学ファンドの運用益等を基に実施予定

# 事業の概要①

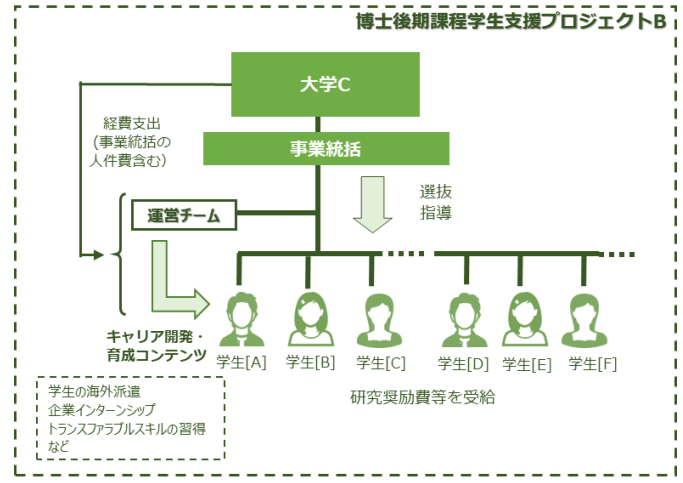
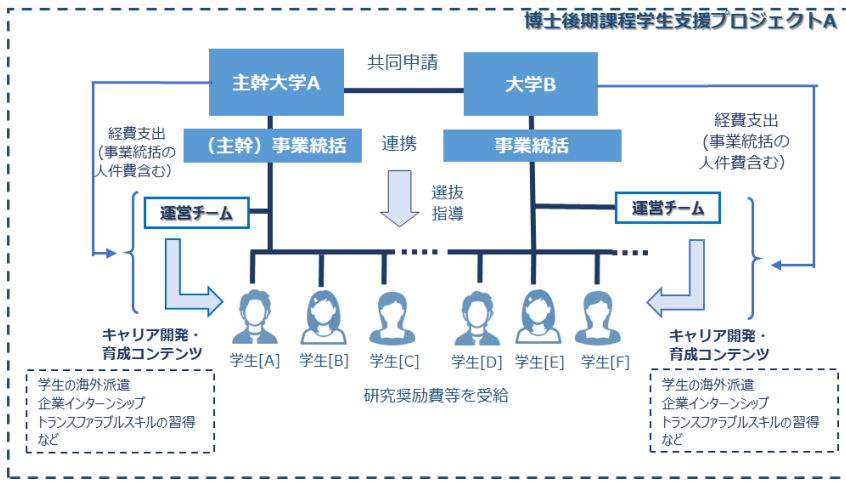
## □ 実施期間及び人数規模：

- **プロジェクト実施期間**：目下、安定的な事業継続を行う予定。  
(選定された大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討等を踏まえて、毎年度、継続を判断)
- **支援人数**：約10,800人／年（概算要求支援人数、前年度比約1,800人増）  
(博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計)
  - ※ 国会で予算成立することを前提とします（令和5年度補正予算案及び令和6年度当初予算案）。
  - ※ 令和6年度の支援人数には次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースhip創設事業の継続支援者を含みます。なお、継続支援者については不利益が生じないように、本公募の結果に関わらず着実に支援します。
  - ※ 令和7年度以降の選抜学生数は、前年度からの継続分とあわせ約10,800人規模を想定するものの、事業統括及び大学の取組状況や大学ファンドの運用益等予算の状況等を踏まえ、毎年度見直します。
  - ※ 国際卓越研究大学に認定及び体制強化計画が認可された大学は、本プログラムの支援から外れる方向で調整される予定です。



# 事業の概要②

- **申請主体及び事業実施機関**：事業統括および日本国内の国公立大学
  - 日本国内の国公立大学が、事業統括をあらかじめ指名し、当該事業統括が申請を行います。
  - 複数大学の所属学生を一括して対象とする等の共同申請も可能です。
  
- **支援内容**：博士後期課程学生支援プロジェクト
  - 事業統括により既存の学内組織・分野の枠組みを越えて適切に選抜された優秀な博士後期課程学生に対し、生活費相当額及び研究費の支給やキャリア開発・育成コンテンツの提供等を一体的に推進する、各大学における博士後期課程学生支援の取組をいいます。
  - ※ 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況等に関しては、JSTから学生に対する直接のフォローアップも含めたモニタリング・評価を実施します。



### □ 研究分野等：

博士後期課程学生支援プロジェクトが将来のイノベーション創出に資する可能性があるものであれば、研究分野等は指定しません。

大学における戦略的な重点研究分野の他、下記の例のような視点から、自然科学や人文・社会科学を含む分野横断型の博士後期課程学生支援プロジェクトの提案も望めます。

#### 【分野横断的な視点の例】

- **研究領域の創成** 多様な分野の博士後期課程学生の結集により、将来、大学において国際的にも先導できるような研究領域の創出とそれを担う研究者の育成を目指す。
- **社会課題の解決** 現在直面している、もしくは将来顕在化すると予想される社会課題に対し、多様なアプローチからその解決に資する初期段階の研究成果を得るとともに、将来的にその社会課題解決に貢献できる研究者の育成を目指す。
- **産学連携・地域** 幅広い基礎学問領域を基盤とし、産業界と連携した研究や地域の研究開発、技術力の向上に資する研究を実施する。

※ 1大学につき、1件（1名の事業統括）のみ申請が可能です。

※ 1プロジェクトにおける博士後期課程学生数に上限及び下限はありませんが、以下の観点で精査した人数であることが必要です。

- ① 事業統括が運営チームとともに責任をもって適切な選抜を実施し、キャリア開発・育成コンテンツ等を遂行し、マネジメントできる学生数であること。
- ② 本事業に係る事務体制に鑑み、円滑に事務業務を遂行できる学生数であること（本事業でいわゆる事務費として措置することができるのは支援総額のうち3%以下まで）。

### □ 支援額：

- 博士後期課程学生1人（1枠）あたり、最大で290万円／年を支援します。
  - 事業統括の責任において、研究奨励費（生活費相当額）（180万円～240万円／年・枠）、研究費（0円／年・枠は不可）、キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費（支援総額のうち3%以下）に分類ください。
- 
- ※ 支援人数の単位を、期中の学生の入れ替わりを考慮して「枠」と称します。
  - ※ 研究奨励費と研究費の合算は、220万円／年・枠以上としてください。
  - ※ 学部・研究室等によって研究に要する経費に幅があること等を踏まえ、大学の追加支出により支給額が290万円／年・枠を超えることも可能とします。
  - ※ 研究奨励費と研究費は他費目への流用はできません。キャリア開発・育成コンテンツ費は、その30%を上限として研究奨励費や研究費へ流用することができます（その逆はできません）。なお、流用した場合でも、研究奨励費の上限（240万円／年・枠）を超えることはできません。
  - ※ 研究費のみ、必要に応じて次年度への繰越が可能です。
  - ※ 各費目の残額を足し合わせ、計画よりも支援対象枠数を増やすこと等はできません。
  - ※ 大学の事務経費等に充てることができるのは、支援総額のうち3%以下であり、それ以外の事務経費等は措置されませんのでご注意ください。

### □ 公募期間：以下の日程を予定。

- ・ 公募締切：令和5年12月25日（月）正午【厳守】
- ・ 審査：令和5年12月下旬～令和6年2月頃
- ・ 採択結果決定・通知・発表：令和6年2月以降
- ・ 支援開始：令和6年4月頃（交付決定が遅くなる場合、4月への遡及適用を予定しています。）

※ スケジュールは変更の可能性もありますのでご注意ください。

※ 採択結果決定では、申請の要望人数や事業予算額等を踏まえ、支援人数を決定し通知します。



### □ 申請を検討されている大学の方々へ

#### <事業の見直しについて>

我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加への取組が不徹底な状況が認められれば、既に支援を受けている学生への支援に配慮しつつ、当該大学等への支援については、支援人数の削減や、終了も含めた見直しを行います。

#### <自主的な取組について>

博士後期課程学生への支援については、大学が独自の支援や取組を積極的に行っていくことも求められます。採択後の実施計画において現状及び今後の具体的な取組を記載いただきます。自主的な博士学生支援に関する今後の実施計画（スケジュール、学生数の規模、支援内容）の検討を進めていただくようお願いします。

#### <プロジェクトの波及効果について>

プロジェクトにおける取組や効果が全学的に波及していくことを期待します。このため、各様式に以下のような項目に係る目標値や達成に向けた取組について記載いただきます。なお、採択後に、採択された人数等に応じて再度計画を変更いただき、提出いただくことが可能です。

- ・博士後期課程の在籍者数、入学者数、志願者倍率及びそれらの増加率
- ・博士後期課程修了後（支援学生のみならず、全博士後期課程学生）の進路の詳細把握及び目標設定（就職者数・就職率及びそれらの増加率等）
- ・企業ニーズ等を踏まえたコンテンツの充実
- ・全学的な教育体制の整備・充実
- ・若手研究者を含む研究環境の整備・充実や若手研究者のポストの確保
- ・選抜学生の採択率（倍率）

# 対象となる博士後期課程学生

## □ 対象となる博士後期課程学生について：

令和6年度時点で下記のいずれかの大学院博士課程に在籍する者が支援対象となります。

- ①区分制の博士課程後期（第1年次～第3年次相当）に在学する者
- ②一貫性の博士課程（第3年次～第5年次相当）に在学する者
- ③後期3年の課程のみの博士課程（第1年次～第3年次相当）に在学する者
- ④医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程（第1年次～第4年次相当）に在学する者

※ 支援期間は最大3年間(4年制の場合は4年間)とし、標準修業年限を超える場合は、支援期間に関わらず、以降の期間は支援の対象となりません。

※ ただし、留学・休学や出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（原則2年間）。

※ 年齢要件は特に設けないものとします。

※ 留学生については、来日してから支援を開始することが可能です。

※ 要件を満たしていても、他事業で支援を受けている場合など、支援の対象から外れる場合があります。

## □ 主幹大学と連携大学の共同申請

既存の枠組みを越えて研究者を融合させ、挑戦性を伸張すべく、理系の単科大学と文系の単科大学の連携等、複数大学の連携による共同申請も推奨されます。共同申請を行う場合、以下の事項の遵守が必要です。

- ① 共同申請を行う各大学がそれぞれの事業統括をあらかじめ指名し、各事業統括は連携して他大学における学生の選抜にも主体的に参画する等、博士後期課程学生支援プロジェクト全体を協力して主導すること。
- ② 共同申請を行う事業統括のうち1名を主幹事業統括、主幹事業統括が所属する大学を主幹大学とし、主幹大学は事務等に関する全体調整の役割を果たすこと。
- ③ 上記①、②について、連携する全大学が合意していることを明らかにするため、採択後3ヶ月以内を目処に大学間で協定等を締結し、JSTに報告すること。
- ④ JSTからの交付は、各大学へ行います。交付申請書に添付する博士後期課程学生支援プロジェクト計画は同一のものとし、同計画に複数大学の連携による実施であることを記載すること。

## □ 博士後期課程学生支援プロジェクトについて：

- 博士後期課程学生支援プロジェクトとは、事業統括のもとで各大学において実施される博士後期課程学生支援の取組を総称するものであり、個々の博士後期課程学生ならびに学生の実施する研究とキャリア開発・育成コンテンツが一体的にマネジメントされることで、博士後期課程学生を様々なキャリアにおいて活躍できる博士人材へと導くことを目的とするものです。
- 個々の学生による活動だけでは実現できない研究力向上や研究者能力開発の成果を得るために事業統括はリーダーシップを発揮し、学生を相互に刺激し、キャリア開発・育成コンテンツを有効に活用するようなマネジメントを行うことで、卓越した博士課程人材を輩出することが期待されます。
- 大学の事務経費等に充てることができるのは、支援総額のうち3%以下であり、それ以外の事務経費等は措置されませんのでご注意ください。

## □ キャリア開発・育成コンテンツについて：

大学には、博士後期課程学生支援プロジェクトを効果的に実施するため、博士後期課程学生に対して、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養（例：短期留学・海外派遣研修の実施等）、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキル（※）の習得、インターンシップ等）を提供いただきます。JSTは、その一助とするため、「キャリア開発・育成コンテンツ費」及び「大学事務費」を大学に支援します。

（※）社会人に求められる能力のうち、特に転用・応用可能で、分野や業態を問わず活用するために必要となる汎用性の高いもの。

- キャリア開発・育成コンテンツは、博士後期課程学生に対して創発的な場を提供する等により、博士後期課程学生が将来、多様なキャリアにおいて活躍するために求められるコンピテンシー（※）を育成する取組です。

（※）職務や役割における基礎的な能力や専門知識・技術、ノウハウ等、優秀な成果を発揮するための行動特性。

- これまで、各大学において整備してきたキャリア支援プログラム、大学院における副専攻プログラム等を活用し、事業統括のもと、これらを更に発展させることを想定しています。また、発展させたコンテンツ等が本事業の対象となっていない学生やポスドク等に展開されることにより、大学における研究者の能力開発につながっていくことが望まれます。
- また、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による国際的な融合研究拠点や、センター・オブ・イノベーション（COI）事業等の拠点事業におけるマネジメントシステム等を活用する、あるいはリーディング大学院、卓越大学院、人材育成コンソーシアム、世界で活躍できる研究者戦略育成事業、科学技術イノベーション創出に向けたフェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等において開発された育成プログラム等を移植する等、他事業で得られた成果やノウハウを導入し、更に発展させることも期待されます。

## キャリア開発・育成コンテンツの例

博士後期課程学生が将来、  
多様なキャリアパスで活躍するために  
求められるコンピテンシー例

キャリア開発・育成コンテンツ例

研究力

国際性

コミュニケーションスキル

人間力

他者への影響力  
ネットワーク

キャリア開発

卓越した研究者による  
メンタリング

短期留学・海外派遣研修

プレゼンテーション・ライティング講座  
ディスカッション

社会的汎用性の高い  
数理・データサイエンス・AI等の教育

研究発表会・交流会  
産学官連携イベント

企業インターンシップ  
(長期・有給)

## □ キャリア開発・育成コンテンツの連携実施について

本事業に申請する大学であって、共同申請を行わない大学間においても、キャリア開発・育成コンテンツを効率的に実施する等の理由により、キャリア開発・育成コンテンツの複数大学の連携による連携実施が可能です。その場合の取り扱いは以下のとおりです。

- 申請時は採否が未定であることから、キャリア開発・育成コンテンツの連携実施を前提とした申請はできません。
- 採択決定後、以下の事項を満たす場合は、当事者間の合意により連携実施することを可能とします。
  - ✓ 申請時におけるキャリア開発・育成コンテンツの内容を逸脱していないとJSTが認めること。
  - ✓ 各博士後期課程学生支援プロジェクトにおける事業統括のガバナンスを阻害しないとJSTが認めること。

## □ 運営チームについて：

- キャリア開発・育成コンテンツを実施するため、事業統括のもとに運営チームを構築することが求められます。
- 運営チームは、既存のキャリア支援のための組織や産学連携のための組織等を活用することが想定されますが、本事業の趣旨を踏まえ、部局横断的な組織であること等が求められます。また、これら既存の組織と兼務することは妨げませんが、その場合であっても事業統括のもとバーチャルな体制を構築することが求められます。
- 運営チームの例：URAや技術職員等の専門職と含めた他の教職員、産業界からの外部有識者等による  
キャリア開発・育成コンテンツの企画・実施組織等。



## (1) 事業統括の要件

- a. 事業統括となる博士後期課程学生支援プロジェクト提案者自らが、プロジェクトの構想を有し、その構想を実現するためにプロジェクトを自ら主導し、主体的な役割を果たすこと。
- b. 事業開始時に日本国内の国公立大学に所属しており、事業統括として博士後期課程学生支援プロジェクト全体の責務を負うことが可能であること。
- c. 所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムをあらかじめ修了していること。または、JSTが提供する教育プログラムを公募締切までに修了していること  
(詳細は公募要領の「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照)。

## (2) 大学の要件

- a. 大学 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する大学をいう。)  
ただし、博士後期課程を設置しているものに限る。また、学校教育法第109条の規程に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果「不適合」の判定を受けている大学は除く。
- b. 各大学は、博士後期課程学生の育成プログラム、キャリア開発、相互啓発等、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアで活躍できる博士人材へと導く、大学独自の取組を行うことが可能なこと。
- c. 博士後期課程学生のキャリアパス整備にかかる取組においては、本事業の支援対象となる学生をジョブ型研究インターンシップのシステムへ登録 (※1) すること。

(※1) ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへの登録であり、学生アカウントをシステム上作成することを求めています。学生が登録すると企業のジョブディスクリプション (業務内容、必要とされる知識・能力等) を閲覧することが可能となるが、ジョブディスクリプションへの応募は学生の任意となります。

## 応募要件②

- d. 各大学は、本事業に関する運営、事務処理の対応に責任を持つこと。
- e. 各大学は、参加する博士後期課程学生に対して実施期間中の専攻や研究室の異動等も可能とするポータビリティを確保（※2）すること。

（※2）参加する博士後期課程学生に対し、学生の希望に応じて以下のような措置を含めた柔軟な対応を採るようお願いします。

- 実施期間中の専攻や研究室の異動、海外・他大学での活動等について、学生から希望する意向が示された場合は、これを基本的に可能とするよう、ポータビリティを確保すること。
- 学生が海外の大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、可能な範囲で本事業を活用した支援を行うこと。
- 学生が他大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、大学間の調整により当該他大学に指導委託をする等、可能な範囲で本事業の趣旨を踏まえて学生の研究環境の充実を図ること（この場合、学生の研究費等は、当該他大学に対し支出することになります。）。

## □ 事業内における重複応募の制限

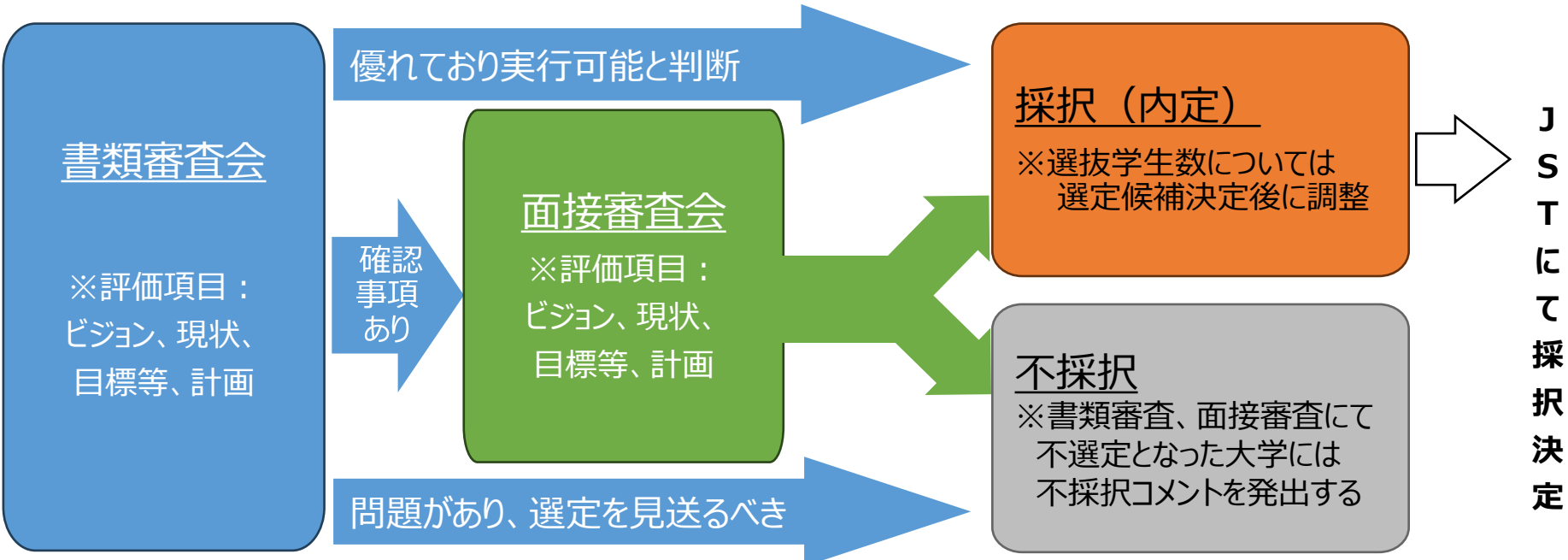
本事業において、以下のとおり重複応募についての制限をあらかじめ明確化しています。

ここに記載のないJST内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。

- (1) 事業統括として1件のみ応募が可能です。
- (2) 共同申請を行う大学間で主幹事業統括と他の事業統括を互いに入れ替え、複数の申請を行うことはできません。
- (3) 同一人物が複数大学の事業統括を兼任することはできません。なお、他大学の博士後期課程学生支援プロジェクトに外部委員として参画することは可能です。

# 事前評価方法

- 優秀な博士後期課程学生への経済的支援、キャリアパス整備の支援を令和6年度早期に実施するために、事前評価の質を担保のうえ、審査期間を効率化



# 評価基準について

大項目	中項目	小項目	記載内容
基本情報			大学名、住所等
ビジョンと現状	ビジョン	ビジョン（10年後のありたい姿）	大学、大学院教育システムの将来像（自立化含む）
	現状	現状（これまでの実績）	上記将来像の実現につながる実績
目標と計画	目標等	事業統括の経歴	ビジョン実現のための経験や人脈、権限等
		達成すべき目標	ビジョン実現に向けて達成すべき目標
	計画等	プロジェクト（実施計画）	目標達成に向けた実施項目・期間、 <u>過去の実績に関する自己評価や実施項目の最適化方法等</u>
		プロジェクト（予算計画）	上記にかかる予算
		大学の取組	SPRING、フェローシップ事業及び大学独自の取組の <u>実績と自己評価及び今後の予定</u>
		博士後期課程学生選抜方法	募集方法、応募要件、選考の視点、選抜体制等
		運営チーム（経営層）	運営チームに対する経営層（大学本部）の関与
運営チーム（プログラム推進とバックオフィス）	運営チームの体制及び強み		
プロジェクト概要スライド			

- 提案された個別の評価項目に関する評価の観点を以下のとおりとし、審査を実施します。

### 1. ビジョン

- 事業統括が、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担い、活躍する優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加に寄与するビジョン（10年程度の中長期視点）を描けているか。
- 博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスを整備するビジョンか。
- SDGsなど社会のニーズの変化を踏まえた戦略的な変革が推進可能な博士課程教育システムを整備するビジョンか。
- 将来、大学が自立的に博士学生支援を続けていくことが描かれたビジョンか。

### 2. 現状

- 大学のこれまでの実績に鑑み、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の選抜が見込めるか。

### 3. 目標等

- 事業統括は、ビジョンやSPRINGで掲げた目標達成のための経歴や人脈、経験を有する者か。
- 事業統括は、経営層（大学本部）より、適切な権限を委譲されているか。
- 目標は、ビジョン実現のために達成すべきものとして適切と認められるか。
- 問題や課題（問題を解決するためにやるべきこと）を抽出した上で、目標が設定されているか。

### 4. 計画等

- プロジェクト計画（キャリア開発・育成コンテンツに加え、研究奨励費や研究費による研究支援含む）について、独自性や優位性、妥当性はあるか（特に支援を希望する人数が、所属する学生の数に鑑みて妥当な割合か）。
- プロジェクト計画（キャリア開発・育成コンテンツに加え、研究奨励費や研究費による研究支援含む）について、SPRINGで掲げた目標を達成するための実効的な計画となっているか。
- 提案されたキャリア開発・育成コンテンツの内容に先進性や有効性、実行可能性はあるか。
- 提案されたキャリア開発・育成コンテンツの内容が、社会のニーズに応えた・応え得るような内容か。
- 提案されたキャリア開発・育成コンテンツの内容は、支援を受けるべき博士後期課程学生のニーズに応えた・応え得るものか。
- プロジェクト計画（キャリア開発・育成コンテンツに加え、研究奨励費や研究費による研究支援含む）について、SPRINGで掲げた目標を達成するための実効的な予算計画となっているか。
- 大学独自の取組内容（過去実施分を含む）について、独自性や優位性、妥当性、実効性はあるか。
- 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生を支援する選抜方法及び計画になっているか。留学生は、より多様な国・地域、特にASEAN諸国からの受入れを進めるような計画になっているか。
- 経営層（大学本部）、外部有識者が参画し、全学横断的な選抜方法及び計画になっているか。
- 支援を希望する人数規模に対し、適切な選抜方法及び計画になっているか。
- 経営層（大学本部）が運営に責任を持つ必要十分な体制となっているか。
- 計画実行に必要な事業推進体制となっているか。
- 計画実行に必要な事務体制となっているか。

# 経費の使途

## □ 使途

研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コンテンツ費、大学事務費は、以下の使途に支出することができます。

予算費目	支出内容の例示
研究奨励費	・選抜学生に支給する生活費相当額
研究費	・選抜学生が研究に必要な設備・備品を新たに購入するための経費 ・選抜学生が研究に必要な消耗品等を新たに購入するための経費 ・選抜学生本人の海外・国内出張のための旅費 ・選抜学生の研究への一時的参加者のための旅費・選抜学生の研究開発への協力を する者に係る謝金 ・上記の他、選抜学生が自身の研究課題を実施するための経費
キャリア開発・育成コ ンテンツ費	・キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等のための経費 ・キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等に必要なる外部専門家等の招へい旅費 注) 選抜学生の短期留学のための旅費等やキャリア開発・育成コンテンツへの参加のた めの経費も計上可能です。
大学事務費	・本事業のために用いる経費であって、研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コ ンテンツ費の何れにも該当しないもの 注) 本助成事業の運営に必要な職員の人件費は計上可能です。

注) 本助成事業では、間接経費は措置されません。



# 各大学の協力事項①

- 各大学からは可能な範囲で現時点で想定している以下の協力を求めます。なお、事業実施上で有益であると認められる場合は、下記以外の協力を求める場合もあります。

## 1. 事業統括の交流会・意見交換会への参加

- 本事業に参加した事業統括が大学横断的に交流を行う交流会の開催を予定しています。他大学の事業統括との交流を通じ、事業統括同士の相互触発やネットワーク作りや事業の改善を図ります。また、大学間の学生交流に繋がることも期待します。
- 本事業に参加した事業統括と、本事業のSPRING委員会との意見交換の場の開催を予定しています。事業運営における問題点や改善点について事業統括と委員が意見交換を行い、制度の改善を図ります。

## 2. 運営チームメンバー交流会への参加

- 各大学のキャリア開発・育成コンテンツの企画・実施を担当するURA等の運営チームメンバーの交流会の開催を予定しています。
- 各大学の運営チームメンバーは、自大学における取り組みを紹介し、グッドプラクティスの共有を図ります。また、大学横断的なネットワーク作りを図ります。

## 3. 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツの情報収集

- 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツに関する先導的な取り組みについて情報収集します。
- 収集した情報はJSTのホームページ等で普及・展開し、各大学においてグッドプラクティスとして活用頂くことを想定しています。
- また、各大学は企業研究者や採用担当者等のレクチャー等をオンラインにより他大学の学生も視聴できるようにすることで学生と企業のマッチングの機会を広げる等、大学間の相互協力を図ります。

### 4. 学生へのモニタリング調査

- JSTでは、各博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況に関し、支援学生に対して直接フォローアップを行うとともに、JSTの担当部署への支援学生からのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各博士後期課程学生支援プロジェクトの評価に直接活用します。各大学は学生にその旨を周知するとともに、学生に連絡可能なメールアドレスを確認し、JSTに連絡してください。

### 5. 育成効果の評価及び追跡調査

- キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の評価は、本事業に参加した学生の能力向上を実証するのに有益です。このため、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の育成や増加の効果について評価に取り組んでください。また、修了生についてはその後のキャリアについて10年以上、追跡調査をお願いします。
- これらの育成効果の評価結果及び追跡調査の結果については、JSTに情報提供をお願い致します。JSTにおいて、各大学における結果を取りまとめ、統計データとして発信する予定です。
- 追跡調査には文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が運営している博士人材データベース（JGRAD）を利用することも可能です。本調査を円滑に進められるシステムであり、活用もご検討ください。

## □ 博士後期課程学生支援プロジェクトの評価について

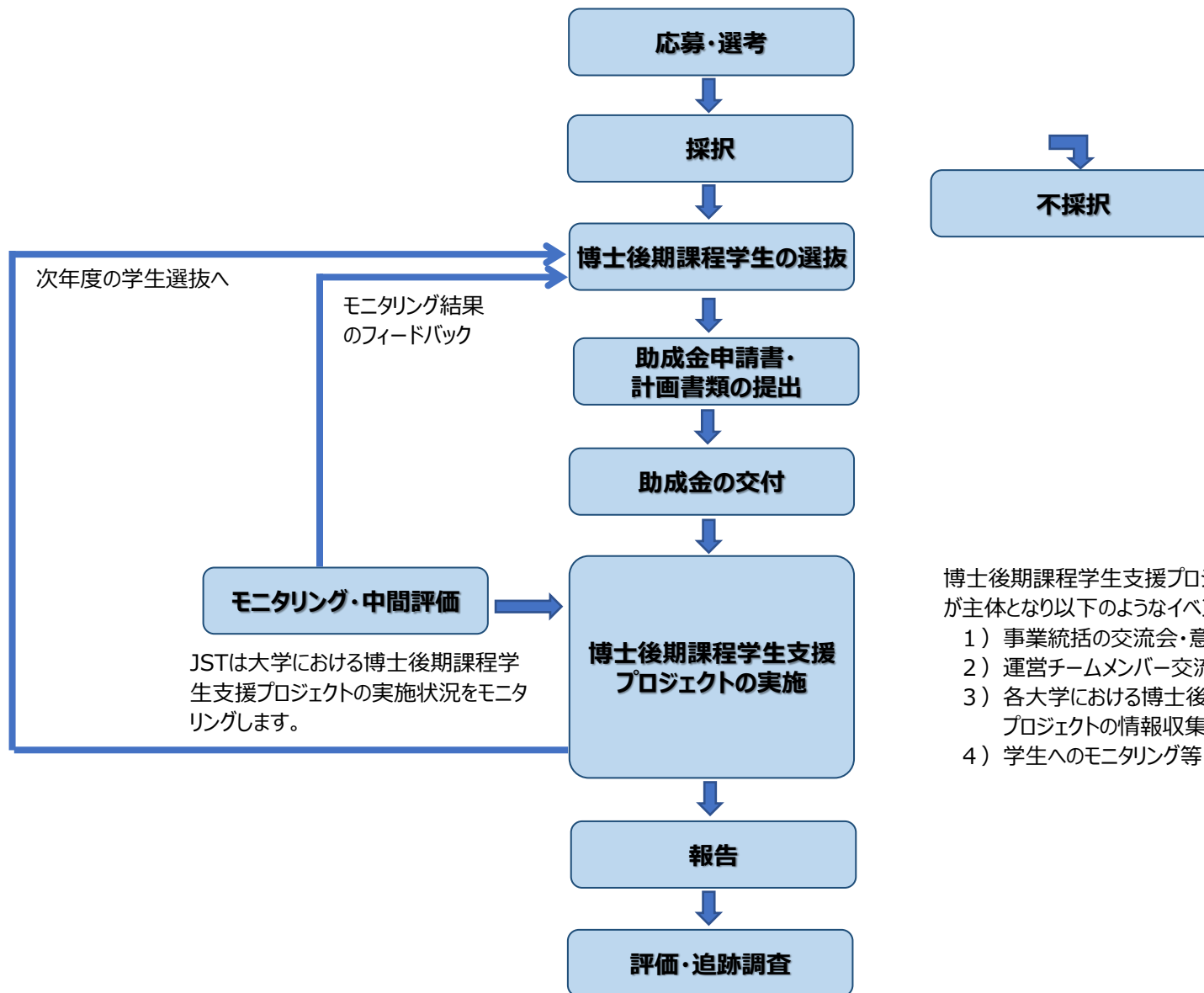
- JSTは大学における博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況について、個別の学生に対するJSTからの直接の意見聴取をはじめ、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行い、個々の学生による研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況等について確認します。
- 確認の結果、研究やキャリア開発・育成コンテンツが申請内容と異なる等、改善が必要と判断される場合は改善勧告を发出します。また、改善勧告後も改善が見られない場合は、事業期間中であっても、活動経費の減額や博士後期課程学生支援プロジェクトの中止・中断等の措置をとることがあります。

特に重点的な評価項目として次のものを想定しています。

- ① 「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献する可能性が高い人選がされているか。また、選抜学生数や応募学生数が適切であるか。留学生の場合、より多様な国・地域、特にASEAN諸国からの受入れとなっているか。
  - ② 選抜学生の学位取得後のキャリアが多様化されているか。留学生は卒業後の定着と日本の国際競争力向上への貢献を視野に入れながら、「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献するキャリアに進んでいるか。
  - ③ 選抜学生の就職率が適切であるか、選抜学生のプロジェクトの満足度等。
- 本事業で実施いただく修了生のキャリアに関する追跡調査において情報把握が芳しくない場合もプロジェクトの評価に影響することがあります。
  - JSTは、事業開始から4～5事業年度を目処に中間評価（予定）を、事業終了年度に事後評価を実施します。また、評価結果は公表する予定です。
  - JSTは、追跡調査を実施し、必要に応じて結果を公表します。
  - 上記のほか、JSTは、本事業に参画する各大学の取組及び成果の状況について、EBPM（Evidence-based Policy Making）及び説明責任の観点から関連データの把握を行い、これを大学名等とあわせて適宜公表します。

# 本事業の推進方法

□ 本事業の推進方法は以下の通り：



# 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)



次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会

- ・事業の運営
- ・採択
- ・モニタリング
- ・フォローアップ
- ・評価等

- 事業統括の交流会・意見交換会
- 運営チームメンバー交流会
- 学生へのモニタリング等

↑ 応募

↓ 採択  
助成金交付

博士後期課程学生支援プロジェクトA

主幹大学 A

大学 B

共同申請

(主幹) 事業統括

事業統括

連携

↓  
選抜  
指導

運営チーム

運営チーム

経費支出

キャリア開発・  
育成コンテンツ

学生[A] 学生[B] 学生[C] 学生[D] 学生[E] 学生[F]

研究奨励費等を受給

博士後期課程学生支援プロジェクトB

大学 C

事業統括

↓  
選抜  
指導

運営チーム

経費支出

キャリア開発・  
育成コンテンツ

学生[A] 学生[B] 学生[C] 学生[D] 学生[E] 学生[F]

研究奨励費等を受給

## □ 申請方法について

申請書類等、申請に必要な資料は、ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/jisedai/>)からダウンロードしてください。

### (1) 申請書類

- ①申請書様式 1 : 申請書 (PDFファイル)
- ②申請書様式 1 の別添 : プロジェクト概要スライド (pptxファイル)

※ サイズは合計20MB以下とすること。

### (2) 提出方法

申請書類を「jisedai-application@jst.go.jp」宛に電子メールで提出してください。

#### ※ 留意事項

- ✓ 送信メールの件名は「(令和6年度申請)【次世代研究者挑戦的研究プログラム】事業統括所属機関名」としてください。
- ✓ 添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、申請書は必ずテキスト検索できるPDF形式（サーチャブルPDFなど）のファイルで送信してください。プロジェクト概要スライドは、pptx形式のファイルでも提出ください。
- ✓ メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計20MB以下でお願いします。
- ✓ メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。
- ✓ 公募締切までに申請が完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、公募締切時刻以降の申請書の差し替え等には応じられません。
- ✓ 申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、または、公募要領や申請書の注釈に従っていない場合は審査対象とされないこともあります。なお、虚偽の記載があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。

□ **公募期間**：以下の日程を予定。

- ・ 公募締切：令和5年12月25日（月）正午【厳守】
- ・ 審査：令和5年12月下旬～令和6年2月頃
- ・ 採択結果決定・通知・発表：令和6年2月以降
- ・ 支援開始：令和6年4月以降  
（交付決定が遅くなる場合、4月への遡及適用を予定しています。）

※ スケジュールは変更の可能性もありますのでご注意ください。

※ 採択結果決定では、申請の要望人数や事業予算額等を踏まえ、支援人数を決定し通知します。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
助成事業推進部

E-mail :

<公募に関するお問い合わせ・申請書提出> [jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp)

<プログラムに関するお問い合わせ> [jisedai@jst.go.jp](mailto:jisedai@jst.go.jp)

**※お問い合わせはメールにてお願いします。**

※本資料は次世代研究者挑戦的研究プログラムホームページにも掲載予定です。

・JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>

・次世代研究者挑戦的研究プログラムホームページ : <https://www.jst.go.jp/jisedai/>